

品川区人権啓発施策推進連絡会設置要綱

平成10年 5月11日 区長決定

平成11年 3月10日 一部改正

平成13年 4月 2日 一部改正

平成21年 4月 1日 一部改正

平成27年 4月 1日 一部改正

平成30年 6月 1日 一部改正

(設置)

第1条 品川区における人権尊重の教育および啓発を総合的かつ効果的に推進するため、品川区人権啓発施策推進連絡会（以下、「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 人権教育および啓発施策に係る連絡調整に関すること。
- (2) 人権教育および啓発施策に係る調査・検討に関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、会長および委員をもって構成し、別表に掲げる職にある者を充てる。

2 会長は、総務部長とし連絡会を統括する。

3 連絡会は、会長がこれを招集する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

5 会長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係のある者の出席を求めることができる。

(分科会)

第4条 会長は、必要があると認められるときは、連絡会に分科会を置くことができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱の施行について、必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

この要綱は、平成10年 5月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年 4月 2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年 6月 1日から施行する。

別表（第3条）関係

役 職

委 員

会 長

総務部長

委 員

企画部企画調整課長

〃

企画部広報広聴課長

〃

総務部総務課長

〃

総務部人権啓発課長

〃

総務部人事課長

〃

地域振興部戸籍住民課長

〃

文化スポーツ振興部文化観光課長

〃

子ども未来部子ども育成課長

〃

福祉部福祉計画課長

〃

健康推進部健康課長

〃

品川区保健所生活衛生課長

〃

都市環境部都市計画課長

〃

防災まちづくり部公園課長

〃

教育委員会事務局教育総合支援センター長

〃

教育委員会事務局品川図書館長